

【2023. 6. 26】本日付で最新情報を掲載しましたので、ご確認ください。

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/20230626ecoindonesiasyosai-2.pdf>

日インドネシア協定における原産地証明書のデータ交換
(特定原産地証明書の電子化)に関する詳細のご連絡

~~【経過措置としての電子原産地証明書(e-CO)とPDFファイルの原産地証明書の併用】~~

2023年6月26日修正

2023年6月15日

日本商工会議所

1. データ交換の運用開始 ~~およびPDFファイルでの原産地証明書の発給~~

日インドネシア経済連携協定における特定原産地証明書のデータ交換については、本年4月21日にご連絡（<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/20230421indonesia-0626eco.pdf>）のとおり、6月26日から運用開始の予定です。

通常の輸入通関の手続きでは、輸入者がe-CO番号を提示し、インドネシア税関が当該e-CO番号の受信を確認できればe-COの利用が可能です。~~一方で、インドネシア税関がe-CO番号の受信を確認できない場合、輸入者は発給システム上で生成するPDFファイルの原産地証明書を印刷したものを輸入通関の際に提示することになります。具体的な申告手続きはインドネシア税関にご確認ください。~~

~~ついでに、当面の間、輸入者におかれましては、第一種特定原産地証明書発給システム（発給システム）上で生成するPDFファイルの原産地証明書を印刷したものをインドネシアでの輸入通関の際に保持し、いつでも提出できるようにすることを強く推奨いたします。~~

~~なお、日・インドネシアのシステム間で事前に行った送信テストでは、日本側から産品数が多いe-COを送信した際に、インドネシア側のシステムでe-COの受信に時間を要したケースがありましたが、インドネシア側に確認したところ、最終的にはe-COの送受信は問題なく行われているとのことでした。今後の運用を踏まえつつ、発給申請者の皆様にとって大きな支障となるようであれば改善を求めていく予定です。~~

~~また、当面の間、当所では、インドネシア側へのデータ送信状況を定期的にモニタリングします。発給申請者の皆様におかれましてもe-COの交付後、24時間以上が経過しても発給システム上での送信ステータスが「送信中」から「送信完了」に移行しないなど、インドネシア側でのe-COの受信に時間を要することにより業務に支障が発生した場合は、以下の「お問い合わせフォーム」から当所宛にご一報ください。~~

~~e-COとPDFファイルの原産地証明書の併用による輸入通関手続きは、当面の間の経過措~~

置です。本日現在、データ交換への全面移行の時期は未定ですので、決まり次第、改めてお知らせいたします。

2. データ交換に対応した発給申請マニュアル（発給システム操作編）の作成

「1.」の内容を踏まえ、「第一種特定原産地証明書 発給申請マニュアル – 発給システム操作編– データ交換に基づく発給申請の方法」を以下のとおり作成しました。

6月26日以降における発給システムでの発給申請および再発給申請方法、発給手数料の支払い方法、証明書の発給方法、主なQ&A等をまとめていますので、ご覧ください。

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/tebiki-system-dataexchange.pdf>

3. 専用紙での特定原産地証明書交付に係る発給申請期限

専用紙での発給からデータ交換による特定原産地証明書(e-CO)の発給への移行のため、専用紙での特定原産地証明書の交付を前提とした発給（再発給含む）申請受付は、2023年6月20日（火）までとさせていただきます。

6月21日（水）午前0時～26日（金）午前8時までは、日インドネシア協定での発給申請は不可となります。6月23日（金）午後7時～6月26日（月）午前8時については、日インドネシア協定の発給申請画面をデータ交換対応にするため、発給システムの改修を行うことから、発給システムにログインできません。あらかじめご承知おきください。

2023年6月23日（金）までに「手続き中（承認）」、「交付準備完了」、「交付済」になっていない発給申請については、6月26日（月）に状態を「保存」に戻します。この場合、6月26日以降は発給申請書入力がデータ交換に対応した画面になりますので、「積込地・経由地・仕向地」、「第三国インボイスの発行者の国名」、「製品の重量・数量単位」、「製品の梱包単位・梱包形態」について、該当のコードを選択していただくことになります。

なお、データ交換実施前に発給申請が承認され、専用紙で発給された特定原産地証明書については、有効期限内に限り引き続き利用可能です。

【お問い合わせ先】日本商工会議所 国際部

[お問い合わせフォーム](#)